

子ども・子育て支援事業のイメージ図

(追加資料1)

子ども・子育て支援新制度

市町村主体

国主体

施設型給付

地域子ども・子育て支援事業

仕事・子育て両立支援事業

0～5歳 3～5歳 0～5歳

認定こども園 (幼保連携型)
(幼稚園型)
(保育所型)
(地方裁量型)

幼稚園 保育所

※認定こども園: 幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設
※定員20名以上(幼稚園除く)
※県が「認可」し、市が「確認」を行い、共通の財政支援を実施
※利用者負担は市が定めた負担額

利用者支援事業
地域子育て支援拠点事業
一時預かり事業
乳児家庭全戸訪問事業
養育支援訪問事業
子育て短期支援事業
子育て援助活動支援事業
延長保育事業
病児保育事業
放課後児童クラブ
妊婦健診

実費徴収に係る補足給付を行う事業
多様な事業者の参入促進・能力活用事業

企業主導型保育事業
ベビーシッター等利用者支援事業

(企業主導型保育事業)
※地域枠の設定も可
※小規模保育事業等の公定価格に準じた支援
※対象年齢: 0～5歳
※利用者負担は、国で定める水準を必要以上に超えないよう設定

(ベビーシッター等)
※公募団体が事業主等に割引券を発行
※対象年齢: 0歳～小学6年生
※割引券1枚当たり2,200円分

地域型保育給付

定員: 1～5名 定員: 6～19名 保育士と1:1 地域枠の設置

家庭的保育施設 小規模保育施設 居宅訪問型保育 事業所内保育施設

※対象年齢は0～2歳、市が「認可」「確認」を行い、共通の財政支援を実施、利用者負担は市が定めた負担額

従来からの制度

3～5歳 0歳～5歳

幼稚園 認可外保育施設 (事業所内保育所) (へき地保育所) (いわゆる無認可保育所)
(病院内保育所) (季節保育所)

※認可外保育施設指導監督基準を満たし、立入検査を含む行政機関の検査・指導の対象、利用者負担は施設が定める